

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成30年9月10日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 5時05分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子
大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 成 和
針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一
梅 澤 米 満
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 小 平 啓 佑 川 上 均 大 谷 好 一
坂 東 一 敏 青 木 一 男 茂 呂 健 市
小久保 かおる 氏 家 晃 入 野 登志子
千 葉 正 弘 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫
平 池 紘 士 小 堀 良 江 福 田 裕 司
中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

交 通 防 犯 課 長	山 市	進
保 険 医 療 課 長	間 中 正	幸
環 境 課 長	櫻 井	茂
斎 場 整 備 室 長	大 豆 生 田 雅	志
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 長	大 山	勉
大 平 市 民 生 活 課 長	阿 部 多 佳 子	
藤 岡 市 民 生 活 課 長	落 合 美 知 代	
都 賀 市 民 生 活 課 長	柏 倉 芳 枝	
西 方 市 民 生 活 課 長	荻 原 け い 子	
岩 舟 市 民 生 活 課 長	縫 田 靖 夫	
障 が い 福 祉 課 長	吉 澤 洋 介	
生 活 福 祉 課 長	島 田 林 治	
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	首 長 正 博	
健 康 増 進 課 長	高 橋 礼 子	
子 育 て 支 援 課 長	石 川 い づ み	
保 育 課 長	小 川 稔	

平成30年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成30年9月10日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第3号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第4号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明
聴取

日程第5 認定第6号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決
算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当委員会に付託された案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりでございます。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

平成29年度各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査につきましては、9月14日に開催する常任委員会においてお願いしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

まず、歳出からお願いいたします。

山市交通防犯課長。

○交通防犯課長（山市 進君） それでは、本日も大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず歳出の2款総務費からの所管関係部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。決算書の200ページ、201ページをお開きください。2款1項7目支所及び出張所費からの説明になりますが、備考欄1行目の臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以

下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降改めての説明を省略させていただきます。

次の部屋出張所管理運営費及び真名子出張所管理運営費につきましては、それぞれ臨時職員1名分の賃金が主なものであり、そのほか施設の管理に係る経費となっております。

次に、2款1項10目交通安全対策費、備考欄2行目の交通指導員設置費につきましては、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬と、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員61名分の報酬が主なものであります。

次の交通安全対策事業費（栃木）につきましては、栃木警察署管内となります栃木市及び壬生町をエリアとする栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はありませんが、主要道路に設置してあります電光表示板関係費用81万6,000円及び交通安全市民大会補助金30万円が主なものであります。

202ページ、203ページをごらんください。備考欄1行目の交通安全対策事業費（大平）から5行目の（岩舟）につきましては、各地域の交通安全指導車の維持管理費が主なものであり、金額の差は、車検等があるかないかの差が主なものであります。

次に、208ページ、209ページをごらんください。2款1項14目地域づくり費、備考欄6行目の交通事故防止対策事業費（中央地域会議）から10行目の都賀子育て支援事業費（都賀地域会議）までは、地域予算提案制度に基づく事業であります。6行目の交通事故防止対策事業費（中央地域会議）から8行目の（大平地域会議）につきましては、スケアードストレート方式と呼ばれるスタントマンを活用した交通安全教室の開催費でありまして、中央地域会議は栃木東中学校、西部地域会議は皆川中学校、大平地域会議は大平中学校を会場にそれぞれ中学生を対象に地域の高齢者も招待し、開催したものであります。

9行目の高齢者リフレッシュ事業費（都賀地域会議）につきましては、都賀地域で開催した高齢者リフレッシュのためのふれあいコンサートにかかった経費で、出演者への報償費が主なものであります。

次の都賀子育て支援事業費（都賀地域会議）につきましては、都賀地域の学童保育で夏休み期間中に実施したもののづくり教室にかかった経費、講師への報償費が主なものであります。

次に、210ページ、211ページをごらんください。2款1項15目諸費、備考欄最後の行の消費生活センター運営費につきましては、市民の消費生活に関する相談業務や情報提供を行っている消費生活相談員5名分の報酬が主なものであります。

212ページ、213ページをごらんください。備考欄1行目の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る業務委託料が主なものであります。

次の第2次消費生活基本計画策定事業費につきましては、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に計画を策定した業務委託料であります。

次の市民生活課一般経常事務費につきましては、消費生活審議会委員8名分の報酬と栃木と藤岡の消費者友の会補助金14万8,000円が主なものであります。

次に、1つ事業を飛ばしまして、防犯灯設置費につきましては、自治会からのご要望に基づきまして新設いたしましたLED防犯灯307灯分の設置工事費であります。

次に、2つ事業を飛ばしまして、LED防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯約1万4,400灯の電気料が主なものであります。

次の防犯カメラ設置費につきましては、東武金崎駅と静和駅に設置した2台分の工事費であります。

次に、1つ事業を飛ばしまして、真名子夢ホール管理運営費につきましては、各種機器保守点検等委託料など施設管理費が主なものであります。

次の国県支出金返還金（福祉総務課）から（子育て支援課）までの6つの事業につきましては、過年度分の国県支出金の交付確定に伴う超過交付分の返還金であります。

214ページ、215ページをごらんください。備考欄1行目の保育料等過誤納還付金につきましては、重複納付された過年度保育料の還付金であります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、先ほど説明した返還金同様、過年度分の国県支出金の交付確定に伴う超過交付分の返還金であります。

以上で2款1項15目諸費までの説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） 続きまして、216、217ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。217ページ備考欄3段目の窓口一般事務費（栃木）につきましては、嘱託職員3名分の報酬及び臨時職員3名分の賃金、出生、婚姻届け出者にお渡しする記念品代のほか、消耗品費、印刷製本費が主なものであります。

次の戸籍事務費につきましては、戸籍データ運用保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の中長期在留者住居地届出等事務費につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の図書購入費等であります。

次の住民情報管理事務費につきましては、住民基本マスター更新委託料、タスク関係の機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費につきましては、住基ネットワークシステムの機器保守委託料、OA機器借上料が主なものであります。

続きまして、218、219ページをお開きください。備考欄1段目の旅券事務費につきましては、旅

券の申請受け付け、交付業務を行う非常勤職員1名の報酬及び臨時職員1名の賃金が主なものであります。

次の証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、OA機器の保守委託等の各種委託料及び証明書コンビニ交付システムの提供元である証明書交付センターへの運営負担金が主なものであります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金、住基ネット業務端末等保守委託料及び個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる交付金のほか、OA機器借上料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（大平）から（岩舟）につきましては、事務用消耗品代が主なものであります。また、（都賀）につきましては戸籍システム、住基システムの通信料、（西方）につきましては臨時職員1名分の賃金も含まれております。

続きまして、少し飛びまして、226、227ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、備考欄3行目の国民健康保険特別会計繰出金であります。低所得者に対する保険税軽減分である保険基盤安定繰出金と出産育児一時金、人件費、事務費等である出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の人件費及び事務費と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する保険基盤安定繰出金であります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対する法定負担金及び療養給付費に対する法定負担金であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3名分の報酬が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権講演会運營業務委託料が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第1部会負担金が主なものであります。

次の人権同和対策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など人権同和対策事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでいる民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運營業務費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座等に係る報償金及び人権教育啓発機関紙等の発行に係る印刷製本費が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、生活上の各種相談、指導に当たる臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1名分の報酬が主なものであります。

続きまして、228、229ページをお開きください。2行目の男女共生大学開催事業費につきましては、男女共同参画社会の実現に向けて行動できる人材を育成するための男女共生大学の開催事業費であります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画プランの進捗状況の管理等を行うために開催した男女共同参画審議会委員の報酬が主なものであります。

2つ飛びまして、次の保健福祉事務費（大平）から（岩舟）につきましては、事務用消耗品代が主なものでありますが、金額の多い総合支所については公用車の維持管理費等を含むものであります。

次の民生委員児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金等であります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、栃木市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るため、栃木市社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料及び施設敷地の不動産賃借料が主なものであります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置しました委員会の委員報酬が主なものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金及び利子分を積み立てたものであります。

次の社会福祉施設整備費補助金につきましては、障がい者の地域での生活を支援し、グループホームの整備促進を図るためグループホーム整備費の一部を補助したものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の認可、障がい福祉サービス事業所の指定、保育所の設立認可及び社会福祉事業の業務検査指導に係る経費で、社会福祉法人への指導監査に伴う税理士の支援に関する報償金が主なものであります。

次の福祉総務課一般経常事務費につきましては、事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金や栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び管理運営に係る経費であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館施設改修事業費につきましては、次の230、231ページをお開きください。庭園内にあるあずまの改修工事費が主なものであります。

1つ飛びまして、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費につきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の少ない方に対する経済的支援のため行った給付措置に係る事務費

や給付金が主なものであります。

次の地域力強化推進事業費につきましては、国で進める「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の一つとして住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する地域力強化推進事業を実施するに当たり、栃木市社会福祉協議会へ事業委託した委託料が主なものであります。

次の行旅死病人救助費につきましては、行旅病人、行旅死亡人に対する扶助費であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会に対する補助金であります。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい者に対する理解を深め、障がい者と触れ合う機会を提供するため開催しましたアートセミナーに係る経費で、講師謝金と消耗品費が主なものであります。

以上で3款1項1目社会福祉総務費までの説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） それでは、同じ230、231ページ、3款の民生費、2目の障がい福祉費についてであります。備考欄の3事業目、障がい者体力増進事業費につきましては、障がい者がスポーツを通して体力の維持、増強並びにスポーツの普及、啓発のため行った栃木市身体障がい者スポーツ協会に対する補助が主なものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者の福祉の向上と幸福の追求を目的に活動する団体等に対し、負担金や補助金を交付したものであります。

次の障がい者福祉計画策定事業費につきましては、障害者基本法に基づく障がい者計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画が平成29年度で終了するため、その次期計画と児童福祉法に基づく障がい児福祉計画とあわせ一体的な計画として策定した栃木市障がい福祉プランの印刷費、通信運搬費が主なものです。

次の特定疾患介護手当支給費につきましては、症例数が少なく原因不明で治療方法が確立していない特定の疾患に罹患した者またはその介護者に対して、その労苦を見舞うとともに福祉の増進を図るため、月額3,000円の手当を支給する扶助費であります。

1事業飛びまして、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、体の不自由なところを補い、日常生活や職場での活動を容易にする補装具及び日常生活用具の費用の補助をするもので、身体障がい者補装具費給付費、障がい者日常生活用具等給付費が主なものです。

次の自立支援医療費事業費につきましては、身体障がい者またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が日常生活、職業生活に適合できるよう、体の機能障がいを軽減または改善させる更生医療及び育成医療の給付費が主なものです。

次の特別障がい者手当等給付事業費につきましては、手当給付のためのシステムソフトウェア賃借料及び身体または精神に障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方または障がい児に対して手当を支給する扶助費が主なものであります。

続きまして、232、233ページをお開きください。次の障がい者自立支援事業費につきましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障がい児通所給付費が主なものであります。

次の成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見制度申し立て費用及び成年後見人への報酬を助成する報償が主なものになります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい者や障がい児に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを委託したものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者等の能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活が送れるようさまざまなサービスを提供するものであって、手話通訳者等謝礼、移動支援委託料、日中一時支援委託料が主なものであります。

次の障がい支援区分審査判定事務費につきましては、障がい支援区分を判定するための審査会委員報酬、調査員報酬及び医師意見書作成手数料が主なものであります。

1 事業飛びまして、重度障がい児支援手当支給費につきましては、在宅の重度障がい児の保護者に対し月額3,000円の手当を支給する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、普通乗用車での乗りおりが困難な障がい者等を対象に、デマンドタクシーでは対応できない市外の病院等への外出支援策として福祉有償運送を実施するもので、事業実施に要する経費として、栃木市社会福祉協議会に対し交付する補助金が主なものであります。

次の障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室、写真教室及び料理教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、栃木障がい者の自立をめざす会へ事業委託したものであります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図るものです。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、障がい者等に通所により創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障がい者等の地域生活支援を行う地域活動支援センターの運営を委託したものであります。

次の地域活動支援センター事業費（藤岡）及び、その下の地域活動支援センター事業費（都賀）につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者である社会福祉法人すぎのこ会に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の障がい福祉課一般経常事務費につきましては、障がい福祉課事務用消耗品代等が主なもので

あります。

次の身体障がい者補助犬健康管理等費用補助金につきましては、身体障がい者補助犬、盲導犬の健康管理及び衛生確保に係る費用の一部を補助し、補助犬を使用する障がい者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るものであります。

続きまして、234、235ページをお開きください。次の障がい者への合理的配慮推進事業費につきましては、障害者基本法、障害者差別解消法に基づき、その実効性を高めるため合理的配慮の提供を推進するための研修会の講師に係る報償費等が主なものであります。

続いて、3目高齢福祉総務費に入ります。事業3つ目の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）への一般会計からの繰出金であります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費は、各地域の老人福祉センター等の10人以上の団体を無料送迎する事業に要する燃料費等であります。

次の敬老事業費は、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の高齢者の敬老祝金と自治会等が主催する敬老事業に対する補助金であります。

次のシルバー人材センター補助金は、公益社団法人栃木市シルバー人材センターに対する運営費補助金であります。

次の高齢福祉一般経常事務費は、事務用品等の購入、単位老人クラブ及びとちぎ歳の街シニアクラブ連合会に対する補助金が主なものであります。

次の老人保護措置事業費は、養護老人ホームへの67人分の措置委託料及び入所判定に係る諸費用が主なものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金は、小規模特別養護老人ホーム等への施設整備及び開設準備経費、介護施設への防犯対策強化事業の補助金であります。

次の緊急通報装置貸与事業費は、ひとり暮らし高齢者等に設置している緊急通報装置397台分の運營業務委託料であります。

次の老人福祉電話管理事業費は、低所得のひとり暮らし高齢者に対する福祉電話の貸与に係る電話料等であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費は、介護保険対象外の方への福祉用具レンタル料の助成と老人福祉車等の日常生活用具の購入費の助成事業であります。

1事業飛びまして、次の在宅高齢者短期入所事業費は、短期入所委託施設である養護老人ホームあずさの里への延べ259日分の短期入所委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費は、窓拭きや除草等の日常生活支援を行う軽度生活支援員派遣事業を栃木市シルバー人材センターに委託した費用であります。

続いて、236、237ページをお開きください。1事業目、地域安心安全事業費は、栃木市地域見守

りネットワーク事業の事務用品代であります。

次の低所得者介護保険サービス助成事業費は、生計が困難な方に対してサービスの利用者負担軽減を実施した社会福祉法人等に対して、軽減額の2分の1を市が助成したものであります。

次の保険料特別徴収負担金は、介護保険料の特別徴収について国保連合会が行った第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

次の介護老人保健施設整備資金貸付金は、補助制度のない老人保健施設の整備の際のふるさと融資を活用した整備資金の貸付金であります。

次の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費は、75歳以上の方への施術料扶助費と健康マッサージ講座の講師謝礼が主なものであります。

1事業飛びまして、次の高齢者福祉総合サービス支援システム導入事業費は、高齢者に対する各種福祉サービスを一元的に管理するシステムの導入費用であります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費は、在宅で要介護3以上の方を常時介護している方に対する介護手当で、延べ2,122人分であります。

次の栃木市版地域包括ケアシステム推進事業費は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、市民意識を高めるための講演会を行う費用であります。

1事業飛びまして、次の24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業費は、平成29年度から始まった24時間対応事業の立ち上げに当たっての運営補助であります。

1事業飛びまして、次の低所得高齢者等住まい生活支援モデル事業費は、低所得者の住宅問題に対応するため、国のモデル事業を導入し、実施団体に委託した委託料であります。

続いて、4目高齢福祉施設費です。1事業目、渡良瀬の里管理運営費につきましては、指定管理者であるメディカルフィットネスとちの木に対する管理運営委託料及び空調設備の設置工事費であります。

次の老人福祉センター等施設共通管理費につきましては、老人福祉センター3園及び老人憩いの家の維持補修と工事請負に関する経費等で、泉寿園の空調機改修工事と長寿園の地下ピット関連工事、福寿園の屋根改修工事が主なものであります。

続いて、238、239ページをお開きください。1事業目の長寿園管理運営委託費につきましては、長寿園の指定管理を委託している栃木市社会福祉協議会への運営委託料であります。以下、福寿園管理運営委託費、泉寿園管理運営委託費につきましても、長寿園同様、社会福祉協議会に対する運営委託料であります。

次の老人憩いの家管理運営費は、都賀地域にある老人憩いの家白寿荘の清掃等業務管理委託料、電気料、水道料の光熱水費が主なものであります。

次の大平高齢者デイサービスセンターまゆみ管理運営費につきましては、同施設の浄化槽修繕費であります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費は、指定管理を委託している栃木市社会福祉協議会への運営委託料、利用者送迎業務委託料であります。

次のさくらホーム管理運営費は、西方さくらホームの運営に係る電気料、水道料、電話料等の費用が主なものであります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者であるいすゞビルメンテナンスに対する管理運営委託料と給湯弁のユニット交換工事費であります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費は、小野寺ふれあい館の管理に係る清掃謝金、電気料等の光熱水費、警備委託料が主なものであります。

次の岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、指定管理者である宮ビルサービス・エヌ・エス・リンク共同事業体に対する管理運営委託料とトレーニング室の機器リース料が主なものであります。

続いて、5目国民年金費であります。備考欄2事業目の国民年金事業費については、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

以上、私の担当の部分を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 続きまして、2項児童福祉費でございますが、次ページ、240、241ページをお開きください。1目児童福祉総務費の所管部分についてご説明いたします。備考欄3行目、発達障がい者等相談支援事業費につきましては、主に相談や支援を行う専門員報酬並びに研修講師謝金であります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、主に発達相談、ことばの教室等にかかわる専門員の報酬であります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、児童福祉の向上を図るべく、支援を要する家庭に対し、家庭相談員が相談、指導業務を行うもので、主に家庭相談員3名分の報酬であります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、母親クラブ2団体に対する運営費の補助金であります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会、さくら3Jホールで実施しております民間児童館への運営費補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、児童の養育能力に欠ける保護者宅を養育支援員が訪問し、育児、家事等の援助指導、さらに母親が産後鬱病などで子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し養育方法の助言指導を実施し、諸問題の解決や軽減を図るものでありまして、主に養育支援員2名分の報酬であります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、民間保育園等4園が実施しております地域子育て支援拠点事業に対する補助金であります。

次の子育て支援課一般経常事務費につきましては、栃木市ひとり親家庭福祉会への補助金並びに災害対応型移動式赤ちゃんの駅として活用するための消耗品費でございます。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、児童の健やかな成長を願いつつ、本市の子育て支援に資するべく、18歳未満の児童を養育し、第2子以降のお子さんが誕生した保護者に支給した祝金であります。

1つ飛びまして、ファミリーサポートセンター運営費につきましては、仕事と育児の両立支援、地域における子育て支援機能を強化するための事業でありまして、主に会員相互の援助活動のあっせんや相談、調整を行うアドバイザー3名の報酬であります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、子育て応援企業登録事業の消耗品費でございます。

次の子育て短期支援事業費につきましては、保護者の疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院等の施設において児童の養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図るものであり、児童が施設に入所した際の委託料でございます。

次ページ、242、243ページをお開きください。備考欄1行目、子育てマイサポートチーム事業費につきましては、児童が18歳になるまで定期的に子育て事業や支援ニーズの確認を行い、継続して家族をサポートする事業でありまして、主に相談や支援を行う臨床心理士を含む専門員の報酬であります。

次の子育て支援施設スタンプラリー事業費につきましては、施設の周知と回遊性を高めることを目的に、栃木市内の子育て支援施設をめぐるスタンプラリーを実施したもので、主に各施設のゴム印製作に係る器具購入費であります。

次の子どもの居場所づくり拠点整備事業費につきましては、ネグレクトなどの要支援児童に対し、食事や入浴、学習支援等の基本的な生活習慣の習得を支援する事業、子どもの居場所として老人福祉センター福寿園の一部を改修したものでありまして、当該改修に係る設計委託料及び工事請負費等でございます。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を一時的に預かる一時預かり事業を実施する市内民間保育園4園、認定こども園12園及び小規模保育施設2園に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、子育て世代の相談支援等を行う保育支援員1名の報酬、子ども・子育て会議の開催の際の委員報酬並びに公用車の事故に伴う賠償金でございます。

次の病児・病後児保育事業費につきましては、乳幼児から小学校3年生までの児童のうち、病気の回復期には至らないが、急変が認められない児童を一時的に預かる病児保育事業を実施するフォレストキッズ保育園並びに病気回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施するさくら保育園、また体調不良となった在園児に緊急的な対応をする体調不良児保育事業を実施するとちぎメ

リーランド保育園への委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費で、主に子ども・子育て支援システム機器の利用料及び保守委託料であります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、市内の民間保育園及び保護者の勤務の都合等により本市の児童が通園している市外の保育園への保育事業に対する運営委託であります。

次の民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、延長保育を実施した市内民間保育園5園、認定こども園5園、小規模保育施設1園に対する補助金であります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、1歳児3人に対し保育士1名を配置した民間保育園2園、認定こども園1園に対する補助金であります。

次の保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、保育所児童の食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成手数料であります。

1つ飛びまして、特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、市内の認定こども園14園、小規模保育施設4園及び市外の認定こども園等への教育・保育の実施に要する費用を支弁したものでございます。

次の子育て・保育環境改善事業費につきましては、保育者の質の向上を図るため、子育て関係者を対象とした講演会を開催した際の講師謝金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育人材確保や保育士の業務負担軽減のための保育士宿舍借り上げ支援事業、保育対策強化事業、保育補助者雇い上げ強化事業を実施した民間保育園2園と認定こども園3園に対する補助金並びに家庭環境に対する配慮を必要とする児童が多数入所している民間保育園が保育士の加配を行い、児童の処遇の向上を図ったことに対する補助金であります。

次の民間保育所等食物アレルギー対応給食提供事業補助金につきましては、食物アレルギーにより給食に配慮が必要な児童のため、調理員の基準を超えて増員した民間保育園2園、認定こども園1園に対する補助金であります。

次の生活保護世帯等特定教育・保育施設実費徴収費補助金につきましては、生活保護世帯等の保護者が教材の購入、行事への参加に要する費用等、実費徴収分に係る費用を特定教育・保育施設等が免除した場合に市が免除相当額の一部または全部を施設に補助したものでございます。

続きまして、2目児童措置費の所管部分についてご説明いたします。次ページ、244、245ページをお開きください。備考欄2行目、特別児童扶養手当支給事務費につきましては、当該手当の認定請求、所得状況届受け付け事務に係る事務用消耗品が主なものであります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とし、父母等に対し支給した手当が主なものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方を亡くした義務教育修了前の児童を養育している方に支給した手当であります。

次の児童手当支給事業費につきましては、生活の安定に寄与し、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とし、主に父母等に支給した手当並びに郵便料であります。

続きまして、3目母子福祉費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療助成事業費につきましては、こども、妊産婦、ひとり親家庭それぞれの医療費のうち、主に保険診療自己負担分を助成する医療給付費であります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を行っている方を支援するために実施しております不妊治療費補助金であります。

次の不育治療費助成事業費につきましては、不育治療を行っている方を支援するために実施しております不育治療費補助金であります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子家庭等の自立支援のため、母子・父子自立支援員による相談指導業務、母子家庭等の自立に向けた技能取得の支援業務を実施するもので、主に母子・父子自立支援員2名の報酬並びに自立支援給付金であります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV等の理由により、母と子、母子を母子生活支援施設に入所措置した際の委託料であります。

以上で3目までの説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 続きまして、4目児童福祉施設費の所管部分についてご説明いたします。次のページ、246、247ページをお開きください。備考欄1行目、こどもサポートセンター管理運営費につきましては、光熱水費、清掃や建物警備等管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員4名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、大平児童館の図書室空調入れかえ工事が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費及び次のそのべ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の大平児童館管理運営委託費につきましては、大平児童館の管理運営を委託しております指定管理者である学校法人しずわでら学園への管理運営委託料であります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費につきましては、子育て中の保護者に対する育児相談や、親子の触れ合いの場、遊びの場を提供し、子育て家庭への多様な支援のニーズに対応するものであ

りまして、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター（大平）運営事業費から4事業下の地域子育て支援センター（岩舟）運営事業費につきましては、事業内容が同様ですので、一括して説明させていただきます。事業内容は、臨時職員の賃金が主なものでありまして、（大平）、（都賀）及び（岩舟）が2名分、（藤岡）と（西方）が1名分であります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設清掃業務、エレベーター保守業務、光熱水費及び空調機修理工事が主なものであります。

続きまして、5目の保育所費でございます。次のページ、248、249ページをお開きください。備考欄の上から5行目の保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ、おおつか、大平西、大平南第1、大平南第2及び藤岡は一とらんど保育園、6園における給食調理業務委託料であります。

次の一時預かり事業費につきましては、一時預かり事業を実施するための嘱託保育士報酬3名分及び臨時保育士賃金1名分が主なものであります。

次の延長保育事業費につきましては、延長保育を実施するための嘱託保育士報酬7名分及び臨時保育士賃金8名分が主なものであります。

次の低年齢児保育事業費につきましては、低年齢児保育を実施するための嘱託保育士報酬9名分、臨時看護師賃金5名分及び臨時保育士賃金2名分の賃金が主なものであります。

次の障がい児保育事業費につきましては、障がい児保育を実施するための嘱託保育士報酬15名分及び臨時保育士賃金1名分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園5園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬15名分、臨時保育士賃金18名分、臨時業務員等賃金7名分、複合施設であるはこのもり保育園を除く4園分の警備保障等の委託料及び保育園の遠足のバスの借上料17台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園3園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬3名分、臨時保育士賃金16名分、臨時業務員等賃金4名分、大平地域3園分の警備保障等の委託料が主なものであります。

次の保育所管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡地域の統合により閉園しました三鴨、部屋、藤岡保育園3園の跡地の管理に要する経費でありまして、除草等の委託料が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から4事業下のそのべ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域5園の賄い材料費、その他の管理運営に必要な経費であります。このうち不動産賃借料の面積につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平方メートル、おおつか保育園が3,540平方メートル、そのべ保育園が1,818.18平方メートルであります。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、保育園が提供するサービスの質の向上、改善

を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施したはこのもり保育園及び大平西保育園の委託料であります。

次のページ、250、251ページをお開きください。備考欄1行目の都賀よつば保育園管理運営費につきましては、嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士賃金6名分、臨時業務員等賃金3名分、警備保障等の委託料が主なものであります。

次の大平南第一保育園管理運営費から2事業下の大平西保育園管理運営費までにつきましては、大平地域の各保育園の管理運営に必要な経費でありまして、それぞれ食料の賄い材料等が主なものでございます。

次の藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、藤岡は一とらんど保育園の開園に伴い廃園となりました三鴨及び藤岡保育園の園舎等の解体工事費及び解体工事の管理業務委託料等が主なものでございます。

次のいわふね保育園管理運営費につきましては、臨時保育士賃金2名分、臨時調理員等賃金4名分、警備保障等の委託料が主なものであります。

1事業飛びまして、藤岡は一とらんど保育園管理運営費につきましては、嘱託保育士1名分、臨時保育士賃金5名分、臨時業務員等賃金1名分、警備保障等の委託料が主なものであります。

次に、6目認定こども園費であります。備考欄5行目の認定西方なかよしこども園延長保育事業費につきましては、西方なかよしこども園において延長保育を実施するための臨時保育教諭賃金1名分であります。

次の認定西方なかよしこども園低年齢児保育事業費につきましては、西方なかよしこども園において低年齢児保育を実施するための嘱託保育教諭報酬1名分及び臨時保育教諭賃金2名分であります。

次の認定西方なかよしこども園障がい児保育事業費につきましては、西方なかよしこども園において障がい児保育を実施するための嘱託保育教諭報酬1名分であります。

次のページ、252、253ページをお開きください。備考欄3行目の認定西方なかよしこども園運営費につきましては、西方なかよしこども園の管理運営に必要な経費でありまして、嘱託保育教諭報酬1名分、臨時保育教諭賃金5名分、臨時調理員等賃金4名分、警備保障等の委託料及び保護者送迎乗り入れ口変更に伴う外構工事費が主なものであります。このうち不動産賃借料の借地面積につきましては3,793平方メートルであります。

以上で2項児童福祉費の説明を終わります。私からは以上となります。

○委員長（古沢ちい子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） 続きまして、3項生活保護費についてご説明いたします。1目生活保護総務費の備考欄3行目、生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医師2名分の報酬、臨時職員賃金、生活保護医療費支払審査等委託料、生活保護電算システム用機器借上料

が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名分の報酬と生活保護関係の経常事務費であります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、自立相談支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を栃木市社会福祉協議会に委託した業務委託料であります。

2目扶助費、次の254、255ページをお開きください。生活保護費支給費につきましては、生活保護法に定める7つの扶助費と保護施設事務費でありまして、被保護世帯延べ1万4,118世帯、被保護人員1万7,780人に支給したものであります。

続きまして、4項災害救助費についてご説明いたします。備考欄、災害弔慰見舞金につきましては、火災等によって被害を受けた市民に対する見舞金であります。

以上で3款の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 続きまして、256、257ページをお開きください。4款衛生費中所管部分についてご説明をさせていただきます。まず、4款1項1目保健衛生総務費でございます。備考欄4行目、健康診査事業費につきましては、がんの早期発見、早期治療及び生活習慣の改善等を推進するため、各種がん検診や特定健診などを実施したものでございまして、けんしんパスポート、けんしんガイドブックなどの郵送料や作成業務委託料、特定健診、各種がん検診などの集団及び個別検診委託料が主なものでございます。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病患者的の診療所として開設しております栃木地区急患センターの栃木市医師会への管理運営委託料が主なものでございます。

次の病院群輪番制病院運営等補助事業費につきましては、休日及び夜間に重症の急病患者的の診療に当たる二次救急病院への補助金等ございまして、鹿沼救急医療圏における西方地域分の鹿沼市への負担金と栃木救急医療圏の2次救急を担う獨協医科大学病院、とちぎメディカルセンターしもつがなどへの運営補助金でございます。

次の病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、2次救急を担う輪番病院に対しての設備整備補助ございまして、医療機器整備に対する獨協医科大学病院への補助金でございます。

次の除細動器整備事業費につきましては、市内公共施設に設置してありますAED41台分のレンタル料が主なものでございます。

次の小児二次救急医療支援事業費補助金につきましては、休日及び夜間に重症の小児救急患者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金でございます。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への積立金ございまして、当年度分の預金利子を積み立てたものでござ

います。

次の栃木地区病院統合再編事業費につきましては、とちぎメディカルセンターしもつがの病院敷地賃借料が主なものでございます。

次のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、とちぎメディカルセンターに対してその運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図ったものでございます。

続きまして、次の258、259ページをお開きください。備考欄1行目の健康増進課一般経常事務費につきましては、事務消耗品や公用車の燃料費といった需用費と、上都賀郡市医師会附属准看護学校に対する運営補助金が主なものでございます。

次の市民健康まつり開催事業費につきましては、昨年11月に開催いたしました市民健康まつりの案内チラシの新聞折り込み手数料が主なものでございます。

次のふれあい健康まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催の際の消耗品でございます。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、岩舟健康福祉まつり実行委員会への負担金でございます。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、健康増進計画の重点領域の一つでございます歯と口の健康を推進し、歯科保健事業の充実を図るための歯科衛生士1名分の報酬と、昨年度行った健康都市宣言に伴うポスターや懸垂幕などの作成費用が主なものでございます。

次の健康教育相談事業費につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の歯科医師、運動指導士等への報償金や教材費及び医師会、歯科医師会への協力交付金が主なものでございます。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防の普及啓発や相談事業等を実施した際のカウンセラー等に対する報償金や啓発関係の消耗品費及びメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営管理業務委託料が主なものでございます。

次の健康訪問用自動車購入費につきましては、各地域での健康教育や健康相談、訪問活動などに使用する健康訪問用自動車の老朽化に伴いまして、車の買い替えを行ったものでございます。

次の母子保健事業費につきましては、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等の支援を行ったものでございまして、乳児の訪問等に協力をいただいている母子保健推進員の報酬や、健診時の医師、歯科医師への乳幼児健康診査報償金、乳児先天性股関節脱臼検査や3歳児健康診査、尿検査などの乳児健康診査等委託料が主なものでございます。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次健診を行い、早期治療、早期療育に向け保護者への育児支援を行ったもので、発達相談時

の医師への報償金が主なものでございます。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理のため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施したもので、医療機関への委託料が主なものでございます。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託をして養育に必要な医療の給付を行ったもので、未熟児養育医療費が主なものでございます。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄ドナーの経済的負担を軽減するとともに、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的に、ドナー提供者2名に対し補助金を交付したものでございます。

次の医療用ウィッグ購入費補助金につきましては、がん患者の治療と就労の両立及び療養生活の質の向上を図ることを目的に58件の補助金を交付したものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。備考欄1行目の狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、栃木県獣医師会に対する狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託料が主なものでございます。

次の狂犬病予防事業費（大平）から1ページめくっていただきまして、260、261ページ、備考欄2行目の狂犬病予防事業費（岩舟）までの5事業につきましては、同様の事業でございまして、各地域における狂犬病予防注射案内用のはがき代が主なものでございます。

次の予防接種事業費につきましては、感染症の流行を防止し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的として予防接種法に基づく定期予防接種及び小児インフルエンザやおたふく風邪などの任意接種を実施したものでございます。内訳の主なものといたしましては、予防接種協力医療機関への予防接種委託料や予防接種協力医療機関以外で接種した方への自己負担金を扶助いたします予防接種扶助費及び予防接種により健康被害を受けた方への予防接種事故障がい年金及び事故災害補償金でございます。

次の新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ等対策備蓄品としての手指消毒薬及び感染防止用ガウンなどの購入費でございます。

次のとち介の予防接種ナビ委託費につきましては、近年複雑化している予防接種のスケジュールを携帯電話やパソコンなどで簡単に管理できるサービスを提供するためのサイト運営業者への管理委託料でございます。

以上で4款1項1目から2目までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） 続きまして、3目環境衛生費についてご説明いたします。備考欄の所管部分であります。3事業目の環境課一般経常事務費につきましては、塵芥処理作業のための臨時職員2名分の賃金、市有墓地管理人121名分の報酬が主なものです。

1つ飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用合理化のための管理基準作成等に係る業務委託料です。

次の新エネルギー普及事業費につきましては、住宅用太陽光発電システム等補助金処理事務のための臨時職員賃金が主なものです。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、市有施設屋根貸し出し事業において、太陽光発電システムを設置した業者より支払われた市有施設使用料を基金に積み立てるものです。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、マイバッグキャンペーンの際に使用する啓発物品の購入費が主なものです。

次の聖地公園管理費につきましては、公園内の芝生管理業務の委託料や墓域、お墓の区域、墓域内通路舗装工事等の工事請負費が主なものです。

次の墓園管理基金積立金につきましては、市営墓園の大規模な補修、改修に備えるための基金積立金です。積立金の内訳ですが、都賀聖地公園墓地永代使用料1基分及び藤岡中根墓地永代使用料2基分になります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、栃木県から権限移譲された水道法に規定する簡易水道及び専用水道等に係る届け出や検査等の事務を水道建設課に委託しているものです。

次のページ、262、263ページをお開きください。備考欄1行目、地域クリーン推進員事業費につきましては、各地域クリーン推進員への報酬及び地域クリーン推進員連合会への交付金です。

次のクール・ウォームシェア事業費につきましては、のぼり旗の作成委託料が主なものです。

次の二酸化炭素排出抑制対策事業費につきましては、低炭素設備導入調査委託料が主なものです。

次の災害関係環境保全事業費につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨災害による共同墓地の本復旧工事費になります。

2つ飛びまして、墓地管理費（藤岡）につきましては、市営中根墓地、太田墓地の除草委託料が主なものです。

次の墓地管理費（都賀）につきましては、市有墓地の管理人報酬が主なものです。

次の墓地管理費（西方）につきましては、西方地域東上林墓地の除草等管理委託料が主なものです。

続きまして、4目斎場費についてご説明いたします。備考欄の所管部分ではありますが、2行目の斎場管理運営委託事業費につきましては、霊柩バス運転手の臨時職員3名分の賃金、斎場指定管理運営委託料が主なものです。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、藤岡、岩舟地域の斎場事務を佐野地区衛生施設組合で実施する費用の負担金です。

1つ飛びまして、新斎場整備基金積立金につきましては、新斎場整備のためにいただいた寄附を

新斎場整備基金へ積み立てるものです。

続きまして、5目公害対策費についてご説明いたします。次の264、265ページをお開きください。備考欄の所管部分であります。1行目の公害対策費につきましては、自動車騒音常時監視業務等の委託料が主なものであり、平成24年度より県から権限移譲され、自動車騒音を測定し、結果を国へ報告しているものです。

次の水質調査事業費につきましては、栃木市内の主な河川や地下水の水質調査の委託料が主なものです。

続きまして、6目保健施設費についてご説明いたします。備考欄の所管部分であります。1行目、栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、栃木保健福祉センターの管理運営に係る経費です。エレベーターや自動ドアの保守点検及び警備業務に係る施設管理委託料、清掃等業務委託料、駐車場用地3,237平方メートルの土地借上料、屋根漏水改修工事費、館内誘導灯の経年劣化による非常口誘導灯交換工事費が主なものです。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、藤岡保健福祉センターの管理運営に係る経費であり、光熱水費、警備業務委託料が主なものです。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、都賀保健センターの管理運営に係る経費であり、光熱水費、警備業務委託料が主なものです。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、西方保健センターの管理運営に係る経費であり、清掃業務委託、警備業務委託料が主なものです。

4款1項までは以上になります。

○委員長（古沢ちい子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） それでは、2項清掃費の所管部分についてご説明をさせていただきます。備考欄の2行目、環境美化対策事業費（栃木）につきましては、毎年実施しております美化キャンペーンに要する経費や不法投棄看板作製委託料が主なものであります。

次の不法投棄監視事業につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の報酬と不法投棄監視カメラの増設に伴う購入費が主なものでございます。

次の環境美化対策事業費（大平）から次のページ、266ページ、267ページの2行目、環境美化対策事業費（岩舟）までは、公用車の車検整備代や市内一斉清掃のときのごみ袋代及びそのごみの収集運搬費が主なものでございます。

続きまして、2目塵芥処理費の所管部分についてご説明をいたします。備考欄2行目、バイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、栃木地域で3つの小学校に設置しておりますバイオ式生ごみ処理機の保守点検委託料及び修繕費でございます。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみを自家処理するためのコンポスト容器や電気式生ごみ処理機などの設置に対する補助でございます。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施したPTA等の143団体に対する報奨金でございます。

次のごみ直営収集事業費につきましては、環境課が直接回収を行っている美化活動などごみの収集に係るダンプ等の燃料費や修繕費が主なものでございます。

次のごみ委託収集事業費につきましては、家庭ごみの収集運搬に係る委託料が主なものでございます。

次のごみ収集周知事業費につきましては、ごみ収集カレンダーの作成及び配布が主なものでございます。

次のごみ戸別収集事業費につきましては、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者等に対しまして、安否の確認を行いながらごみを戸別収集する臨時職員の賃金が主なものでございます。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費ですが、管理運営委託料につきましては、平成18年度から実施しておりますとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業に係る委託料でございます。

次の財産等管理業務委託料につきましては、旧南部清掃工場除草業務及びクリーンプラザ管理棟清掃業務を委託したものが主なものでございます。

次の最終処分場業務委託料につきましては、燃やすごみあるいは燃やさないごみを処理した際に生じます残渣の運搬処分に要する委託料でございます。

次の処分困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理困難な粗大ごみや乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分を委託したものでございます。

次の資源化処理業務委託料につきましては、クリーンプラザに搬入されました空き瓶等の資源物を手選別により処理した際に生じるガラス残渣等の資源化に要する委託料でございます。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、クリーンプラザの施設稼働に伴う周辺地域の大气、土壌等への影響を調査するに要した委託料でございます。

次の包括的業務委託事業（第2期）発注に係るアドバイザー業務委託料につきましては、平成30年度から実施する包括的業務委託事業第2期の契約締結に必要な契約図書の作成の支援に要した委託料でございます。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費ですが、臨時職員賃金につきましては、クリーンプラザにおいて再生可能な粗大ごみを再生品とし修理する臨時職員2名分の賃金であります。

次の電話設備更新事業費につきましては、組織の見直しに伴いまして環境課美化係がとちぎクリーンプラザに配置されることにより生じた電話設備の更新工事費でございます。

続きまして、3日し尿処理費について説明させていただきます。1行目、し尿収集事業費につきましては、遠距離世帯、寺尾地区のし尿くみ取り104世帯におけるし尿収集業者への運営に要する経費を交付金として交付したものでございます。

次の公衆便所管理費につきましては、万町及び栃木駅高架下の公衆便所の管理に係る維持補修費

及び清掃委託料が主なものでございます。

次のページをごらんください。268ページ、9ページでございます。1行目、佐野地区衛生組合し尿処理負担金につきましては、藤岡、岩舟地域のし尿を佐野衛生施設組合で処理する費用の栃木市分担金でございます。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、栃木、大平、都賀及び西方地域から搬入されました年間2万4,770キロリットルのし尿の処理に要した費用であり、包括的業務管理運営委託料が主なものでございます。

次の衛生センター施設長寿命化修繕事業費ですが、測量設計等委託料につきましては受入貯留棟の脱臭装置更新等工事の管理業務の委託料であります。

次の受入貯留棟脱臭装置更新等工事費につきましては、施設の老朽化による更新工事費であります。

以上で4款の説明を終わります。

続きまして、306ページ、307ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費でございます。備考欄の上から3行目の市道61095（I53）号線道路改良事業費（岩舟三谷）につきましては、新斎場進入路と交差点部の測量業務委託料となります。

続きまして、336ページ、337ページをお開きください。備考欄2行目の幼稚園等子育て応援等事業費につきましては、少子化対策の一環としまして、保護者の負担軽減を図るため、第3子以降の児童が幼稚園に在籍している世帯への保育料の全額助成を行う幼稚園等第3子以降支援特別補助金38名分、幼稚園就園奨励費の対象とならない世帯への1万2,000円の補助を行う国庫非該当世帯特別補助金19名分でございます。

次の幼児教育障がい児等支援事業費につきましては、市内の幼稚園で発達の課題がある幼児の教育の増進を図るため、こうした児童を受け入れる幼稚園に対しまして、1園当たり30万円を助成する幼稚園等療育支援補助金が主なものでございます。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、児童が従来型の幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じ保育料の一部を助成する幼稚園就園奨励費補助金が主なものでありまして、児童211名分であります。

次の幼児教育振興助成事業費につきましては、市内にある幼稚園及び幼稚園から移行した認定こども園計16園に対しまして、児童の教育振興を図るため、その目的に要する経費の一部としまして、1園当たり30万円の補助を行った幼稚園等教育助成補助金と、幼稚園における預かり保育等、子育て支援事業の振興のため、1園につき50万円の補助を行った幼稚園等子育て支援事業費補助金及び賠償責任保険等への加入に要する経費を助成しました幼稚園等児童災害補償加入費補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対策事業費につきましては、幼稚園における食物アレルギーに適切に

対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成委託料であります。

続きまして、348、349ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明をいたします。備考欄3行目の人権同和教育事業費につきましては、市内の各集会所で実施いたしました集会所教室講師謝礼などの報償金が主なものでございます。

次の集会所管理費につきましては、市内11集会所における電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用でございます。

以上で所管の平成29年度決算一般会計の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時30分）

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

○委員長（古沢ちい子君） 次に、歳入の説明をお願いいたします。

阿部大平市民生活課長。

○大平市民生活課長（阿部多佳子君） よろしくをお願いいたします。それでは、歳入の所管関係部分についてご説明申し上げます。

決算書78、79ページをお開きください。ページの中ほどになります。12款1項2目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、老人保健措置負担金につきましては、養護老人ホーム8施設に措置しました67名分の本人分措置費負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームあずさの里の利用者3名分、延べ日数63日分の短期入所負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、ヘルパーの行えない窓拭き、除草などを行う軽度生活援助員を利用しました149名分の派遣負担金であり、次の還付未済金につきましては重複納付の方への還付が年度内にできなかったものであります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、学童保育事業費負担金につきましては、放課後に保護者等がない家庭の小学校児童を対象に実施しました学童保育利用者の保護者負担金であります。

次の学童保育事業費負担金滞納繰越分につきましては、学童保育を利用した児童の過年度分の保護者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内公立保育園に入所している児童延べ8,412名分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内民間保育園及び市外保育園に入所して

いる児童延べ5,438名分の保育料であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由により、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ75名分の保育料の市町負担分であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、公立保育園に入所していた児童の過年度分保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、市内民間保育園及び市外保育園に入所していた児童の過年度分保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、公立保育園で延長保育を利用した児童延べ7,731名分の延長保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育園で一時預かり保育を利用した児童延べ1,398名分の利用料であります。

次の80、81ページをお開きください。備考欄一番上になります。市外受託児童利用者負担金（公立保育園受託分）につきましては、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ75名分の保育料の保護者負担分であります。

次のページ、82、83ページをお開きください。ページの下の方になります。13款1項1目1節総務管理使用料であります。備考欄の下から2行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、真名子夢ホール敷地内にあります電柱等3本及び郵便ポスト1台の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、真名子夢ホールの施設使用料であります。

次に、2目1節社会福祉使用料であります。備考欄最後の行になります。大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次のページ、84、85ページをお開きください。備考欄1行目の大平地域福祉センター敷地使用料につきましては、電柱の敷地使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センター長寿園の売店使用料と、長寿園、泉寿園敷地内の電柱等の敷地使用料であります。

次の渡良瀬の里敷地使用料、その下の段の都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましては、電柱等の敷地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、シルバー人材センター事業所、小倉堰土地改良区事務所への行政財産使用料であります。

次の小野寺ふれあい館使用料につきましては、小野寺ふれあい館交流室の使用料であります。

次の小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、施設内のATM敷地使用料であります。

次に、2節児童福祉使用料であります。備考欄の児童福祉施設敷地使用料（子育て支援課）から児童福祉施設敷地使用料（保育課）につきましては、各施設内にある電柱等の敷地使用料であります。

次に、3節認定こども園使用料であります。備考欄の市立認定こども園使用料につきましては、認定西方なかよしこども園の幼稚園部分に入園している児童延べ464名分の保育料であります。

次に、3目1節保健衛生使用料であります。備考欄1行目、斎場使用料（栃木）につきましては、市外の方の火葬場使用64件分及び市内、市外の方の待合室の使用1,443件分の使用料であります。以下、次のページにまたがって記載されております同じ項目の各支所分の使用料ですが、市外の方の火葬場使用が（大平）2件、（藤岡）2件、（岩舟）2件、待合室使用が（大平）32件、（藤岡）6件、（都賀）26件、（西方）22件、（岩舟）7件であります。

次の2行目、霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、霊柩自動車の往路、復路合わせて1,671件分の使用料であります。以下、次のページにまたがって記載されております同じ項目の各支所分の使用料ですが、（大平）52件、（藤岡）8件、（都賀）39件、（西方）19件、（岩舟）13件であります。

85ページ、備考欄3行目、聖地公園永代使用料につきましては、都賀聖地公園の墓所1区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設使用料につきましては、聖地公園や斎場等における東京電力及びN T T東日本の電柱等の敷地使用料であります。

2行飛びまして、墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地2区画分の永代使用料であります。

次の86、87ページをお開きください。備考欄5行目、栃木保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料が主なものであります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、電柱7本、支線3本、ポスト1個分の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センター屋根貸出しに係る使用料であります。

次の藤岡保健福祉センター使用料につきましては、会議室や調理室の使用料であります。

次の都賀保健センター敷地等使用料につきましては、電柱8本分の敷地使用料であります。

次の都賀保健センター使用料につきましては、会議室の使用料であります。

92、93ページをお開きください。ページ下のほうになります。9目5節社会教育使用料であります。備考欄下から2行目、集会所使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料につきましては、電柱等の敷地使用料であります。

100、101ページをお開きください。2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料（栃木）から次のページ備考欄5行目の諸証明手数料（岩舟）につきましては、本庁及び各総合支所窓口における戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書等や臨時運行許可証の交付手数料であります。

102、103ページをお開きください。2目1節社会福祉手数料であります。備考欄の社会福祉法人

関係証明手数料につきましては、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する土地及び建物の所有権の取得登記に係る登録免許税の非課税措置を受けるための証明手数料であります。

次に、3目1節保健衛生手数料であります。備考欄1行目、土砂等の埋立て等事業許可申請手数料につきましては、7件分の許可申請手数料及び1件分の変更手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）から備考欄最後の狂犬病予防注射済票交付手数料（岩舟）につきましては、本庁及び各総合支所窓口における犬の新規登録及び鑑札再交付の手数料と狂犬病予防注射済票の交付手数料であります。

次に、2節清掃手数料であります。備考欄最後の行の聖地公園墓所管理手数料につきましては、栃木市聖地公園の墓所2,220区画分及び都賀聖地公園780区画分の管理手数料であります。

次のページ、104、105ページをお開きください。備考欄1行目、犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体の処理手数料32件であります。以下、同じ項目の（藤岡）につきましては2件、（岩舟）1件であります。

備考欄2行目の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料55件分であります。

次の粗大ごみ収集手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみ533件の収集手数料であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては671件、（藤岡）485件、（都賀）76件、（西方）104件、（岩舟）378件であります。

備考欄4行目の廃棄物処理手数料につきましては、直接とちぎクリーンプラザに搬入されました4万5,245件分の廃棄物処理手数料であります。

次の聖地公園墓所管理手数料滞納繰越分につきましては、滞納となっていた墓所の管理手数料であります。

3行飛びまして、墓地管理手数料（藤岡）につきましては、市営墓地362件分の管理手数料であります。

以上で13款使用料及び手数料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 次に、落合藤岡市民生活課長。

○藤岡市民生活課長（落合美知代君） よろしくお願ひいたします。108、109ページをお開きください。14款1項1目1節社会負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減における保険者支援分に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、障がい者が重複する重度の障がい者に支給しております特別障がい者手当等に対する4分の3の国庫補助金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、第1号被保険者の第1段階保険料軽減分の国庫

負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する国庫負担金であります。負担割合は、ゼロから3歳未満の被用者が45分の37、それ以外が6分の4となります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当給付に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び小規模保育園に入所している児童の教育・保育に要した費用に対する2分の1の国庫負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金であります。備考欄1行目の生活扶助費等負担金につきましては、生活扶助費などとして支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の医療扶助費等負担金につきましては、医療扶助費として支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の介護扶助費等負担金につきましては、介護扶助費として支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の生活保護費過年度交付分につきましては、平成28年度実績に対する生活保護費等の精算に伴う不足分の追加交付であります。

次に、4節生活困窮者自立相談事業費等負担金であります。備考欄の生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、生活困窮者自立相談支援事業に対する国庫負担金であります。

続きまして、110、111ページをお開きください。次に、2目1節保健衛生費負担金であります。備考欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

2項1目1節総務管理費補助金であります。備考欄5行目、地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、栃木市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託料に対する国からの補助金であります。

次に、2節戸籍住民基本台帳費補助金であります。備考欄1行目、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、マイナンバー制度に係る国庫補助金でありまして、通知カード、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましても、マイナンバー制度にかかわる国庫補助金でありまして、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等、通知カード、個人番号カードの交付事務費

に対する補助金であります。

2目1節社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、地域力強化推進事業補助金につきましては、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の一つとして実施する地域力強化推進事業に対する国庫補助金であります。

次の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業補助金につきましては、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者の日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業費等に対する2分の1の国庫補助金であります。

続きまして、112、113ページをお開きください。備考欄1行目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、介護施設への防犯対策強化事業に対する国庫補助金であります。

次の多機関協働包括的支援体制構築事業補助金につきましては、全世代対応の地域包括ケアシステム構築のためのモデル事業委託による国庫補助金であります。

次の高齢福祉事業費補助金につきましては、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業の国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、子育て世代包括支援センター事業と乳児家庭全戸訪問事業に係る補助金で、3分の1の補助であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する国庫補助金であります。

次の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、婦人相談活動強化対策費に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、保育所で実施した利用者支援事業及び民間の保育所、認定こども園及び小規模保育施設が実施した延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、生活保護世帯等特定教育・保育施設実費徴収費補助事業に対する3分の1の国庫補助金であります。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定する民間幼稚園計2件への施設整備に対する補助金のうち、保育所部分に対する国庫補助金であります。

次の保育所対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園及び認定こども園が実施した宿

舎借り上げ支援事業、保育所等における業務効率化推進事業及び家庭支援推進保育事業に対する2分の1の国庫補助金であります。

次に、3節生活保護費補助金であります。備考欄の生活保護費補助金につきましては、生活保護適正実施推進事業、生活困窮者就労準備支援事業に対する国庫補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、バルクリースによる低炭素設備導入調査業務委託に要した費用に対する国庫補助金であります。

次のがん検診推進事業補助金につきましては、国が定めた年齢に該当した対象者の子宮頸がん検診、乳がん検診の検査費及び受診勧奨、再受診勧奨等の事務費に対する2分の1の補助金であります。

続きまして、116、117ページをお開きください。次に、6目1節教育総務費補助金であります。備考欄の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、従来型の幼稚園に児童が就園している世帯の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

続きまして、118、119ページをお開きください。次に、3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄の中長期在留者住居地届出等事務費委託金につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の取り扱いに対する国からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。備考欄1行目、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に係る国からの事務費委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に係る国からの事務費委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務における日本年金機構との協力や連携に係る国からの事務費委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金であります。備考欄の特別児童扶養手当事務委託金につきましては、中度または重度の障がい児を監護する保護者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求等の事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

以上で14款国庫支出金の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 次に、柏倉都賀市民生活課長。

○都賀市民生活課長（柏倉芳枝君） では、続きまして122、123ページをお開きください。

15款1項1目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3及び保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する4分の1の県負担

金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険第1号被保険者の第1段階保険料軽減分の県負担金であります。

次の行旅死亡人取扱費用負担金につきましては、執行者不在の葬祭を市が代行した際の県負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する4分の1の県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する県負担金であります。負担割合は、ゼロ歳から3歳未満の被用者が45分の4、それ以外が6分の1になります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び小規模保育施設に入園している児童の教育・保育に要した費用に対する4分の1の県負担金であります。

次の3節生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費負担金につきましては、居住地がないか、または明らかでない被保護者の生活保護費に対する4分の1の県負担金及び行旅死亡人取り扱い費用の県負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対してその治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

124、125ページをお開きください。2項1目1節総務管理費補助金であります。備考欄4行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止等の消費者行政のさらなる充実・強化を図るためのもので、消費生活相談体制整備並びに啓発事業等に対する県の消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金からの補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業の償還払いに対する2分の1、市独自の現物給付に対する4分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業等に対する4分の1の県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費に対する3分の1の県補助金であります。

次の市民後見推進事業費補助金につきましては、市民後見制度の普及啓発事業に対する県補助金であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、老人クラブ、老人クラブ連合会の活動に対する県補助金であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、生計が困難な方に対して、社会福祉法人が実施する介護保険サービスの利用者負担額軽減に対する県補助金であります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、介護保険事業計画に基づく介護施設3施設分の整備に対する県交付金であります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、介護施設の備品購入等の開設準備経費に対する県交付金であります。

次の介護人材緊急確保対策事業費補助金につきましては、中高年齢者等介護初心者に対する介護サポーター養成に対する県補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療助成事業の償還払い分と未就学児の現物給付に対する2分の1、市独自での現物給付に対する4分の1の県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

126、127ページをお開きください。備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、子育て世代包括支援センター事業と乳児家庭全戸訪問事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の安心こども特別対策事業費補助金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定する民間幼稚園計4園への施設整備のうち、保育園部分に対する3分の2及び幼稚園部分に対する2分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、保育課で実施した利用者支援事業及び民間の保育園、認定こども園、小規模保育施設が実施した延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、生活保護世帯等特定教育・保育施設実費徴収費補助事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園の1歳児保育担当保育士や食物アレルギー対策のための調理員の増員費、また公立保育園の産休等代替職員費に対する2分の1の県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、保育園に通う18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降の保育料減免に対する県補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園及び認定こども園が実施した保育士負担軽減のための保育体制強化事業に対する4分の3及び保育補助雇い上げ強化事業に対する8分の7の県補助金であります。

次の施設型給付費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、1号認定児童の教育に対する施設型給付費のうち、地方単独費用部分に対する2分の1の県補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業で、2分の1の県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく保健事業に対する県補助金であります。

次の地域自殺対策強化交付金につきましては、自殺予防事業費に対する県補助金であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、種痘予防接種による健康被害者に対する障がい年金等に係る補助金で、支出額の4分の3の県補助金であります。

次の骨髄等移植ドナー助成事業費補助金につきましては、骨髄等を提供したドナー及びドナーが勤務する事業所に対する助成事業で、2分の1の県補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営等補助金につきましては、2次救急医療の需要に応えるため実施される病院群輪番制病院運営等事業に対する補助金で、獨協医科大学病院、とちぎメディカルセンターしもつが及び救急告示医療機関3施設への補助金であります。

次の小児二次救急医療支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急病院である獨協医科大学病院への助成額に対する3分の2の県補助金であります。

次の病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、休日と夜間の重症患者の診療に当たる二次救急病院である獨協医科大学病院の医療施設整備費用に対する3分の2の県補助金であります。

では、少し飛びまして、132、133ページをお開きください。3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。備考欄、人権啓発推進事業委託金につきましては、児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切にすることを成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

以上で15款県支出金の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君）　続きまして、荻原西方市民生活課長。

○西方市民生活課長（荻原けい子君）　続きまして、134、135ページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入であります。備考欄下から6行目、広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階の市民生活課及び保険医療課に設置されております広告モニターの広告放映料、公有財産使用料及び電気料であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機1台分の収入であります。

次の医療福祉モール共用駐車場貸付収入につきましては、共用駐車場64台分の駐車場貸付料であります。

次の老人福祉センター長寿園自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機3台分の設置収入であります。

次の老人福祉センター泉寿園自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機1台分の設置収入であります。

次の老人福祉センター福寿園自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機3台分の設置収入であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。備考欄2行目、大平健康福祉センター自動販売機設置等収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機7台分の設置収入と福祉相談室貸付料が主なものであります。

次の渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機3台分の設置収入であります。

次の岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入につきましては、遊楽々館に設置してあります自動販売機8台分の設置収入であります。

次の小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機2台分の設置収入であります。

次の栃木保健福祉センター自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機2台分の設置収入であります。

次の都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、施設に設置してあります自動販売機1台分の設置収入であります。

続きまして、142、143ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金であります。備考欄上から4行目、印紙等購買基金利子から下に墓園管理基金利子、次の再生可能エネルギー普及促進基金利子、次の地域福祉基金利子、次の公費即時払い基金利子、次の地域医療対策基金利子までの6つの基金につきましては、各基金の積み立て運用利子であります。

続きまして、146、147ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉振興寄附金につつま

しては、市民や団体による寄附金で、地域福祉基金に積み立てをしたものであります。

次の17款1項3目2節児童福祉費寄附金につきましては、受け入れた寄附金は1件であります。

次の17款1項4目1節保健衛生費寄附金であります。新斎場整備のための寄附金1件分であります。

続きまして、150、151ページをお開きください。18款1項1目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、平成28年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものです。

次の18款1項2目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、平成28年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものであります。

続きまして、152、153ページをお開きください。18款2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉事業の実施のため、一般会計へ繰り入れたものであります。

次の18款2項5目1節墓園管理基金繰入金につきましては、栃木市聖地公園内の墓域内補修工事等のため、一般会計へ繰り入れたものであります。

以上で18款までの歳入所管部分の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 続きまして、縫田岩舟市民生活課長。

○岩舟市民生活課長（縫田靖夫君） 160、161ページをお開きください。20款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入であります。備考欄の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、老人保健施設整備に係る2事業者への貸付金に対する返還金であります。

次に、2目1節保健衛生費貸付金元利収入であります。備考欄のとちぎメディカルセンター運営資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンターに対する単年度の運営資金貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返済いただいたものであります。

続きまして、164、165ページをお開きください。5項4目1節印紙等売捌手数料であります。備考欄の印紙等売捌手数料につきましては、旅券申請書に貼付する収入印紙及び栃木県収入証紙の売捌手数料であります。

166、167ページをお開きください。2節雑入であります。備考欄下から7行目の仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、仮ナンバー1件の弁償金であります。

次の蔵タク運行事業者運賃外収入等（交通防犯課）につきましては、蔵タク運行に対する国庫補助金が運行事業者に直接交付されることとなっているため、事業者から同額分を市に納めていただいた納入金が主なものであります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与負担金が主なものであります。

次の回収資源物売払収入等（環境課）につきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち、新聞、雑誌、段ボールなどの売払収入が主なものであります。

次の資源有価物売却代（環境課）につきましては、クリーンプラザに搬入されたごみの中から選別したアルミ、鉄などの売却代金であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましては、クリーンプラザに粗大ごみとして搬入された自転車、家具などを修理、再生し、市民へ安価にて提供した際の売り払い代金であります。

次の余剰電力売却代（環境課）については、クリーンプラザにおいて発電した電力のうち余剰となったものを東京電力に売却した代金であります。

168、169ページをお開きください。備考欄1行目のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるペットボトルの引き渡し量に応じて納付されました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるごみの焼却に伴う排ガス及び焼却灰などに含まれる放射能を測定した費用並びに放射能による焼却灰処分費の増加費用に対する東京電力からの賠償金が主なものであります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましては、とちぎ市男女共生大学聴講料が主なものであります。

次のりんぽかんまつり売り上げ代等（人権・男女共同参画課）につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅などの売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金が主なものであります。

次の回収物売払収入等（大平市民生活課）から同じ項目の（岩舟市民生活課）までにつきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち新聞紙、雑誌、段ボールなどの売払収入が主なものであります。

次の社会福祉実習受入謝金等（福祉総務課）につきましては、支給後支給対象ではなくなった方からの過年度支給分の臨時福祉給付金の返還金であります。

次の診療報酬返還金等（障がい福祉課）につきましては、特別障がい者手当過誤払いによる返還金などであります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護法による返還金及び生活保護費資金前渡金預金利子が主なものであります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰越分であります。

次の老人福祉センター電話使用料等（地域包括ケア推進課）につきましては、老人福祉センター3園の電話使用料とコピー使用料であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、病院群輪番制病院運営を初めとする救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金及び平成22年度に実施した子宮頸がん予防ワクチン接種を原因とする重度の健康被害者への

損失補償の原資として受け入れた全国市長会予防接種事故賠償保障保険の保険金が主なものであります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地転貸料等（健康増進課）につきましては、とちぎメディカルセンターからの病院敷地賃借料及び本市からとちぎメディカルセンターに派遣しました職員1名分の給与負担金であります。

次の電話使用料等（子育て支援課）につきましては、地域子育て支援センターいわふねの建物総合損害共済災害共済金、とちぎコミュニティプラザ公衆電話使用料などであります。

次の保育所職員給食費等（保育課）につきましては、公立保育園の職員給食費自己負担金分及び遠足参加保護者負担金が主なものであります。

次の認定西方なかよしこども園職員給食費等（保育課）につきましては、認定西方なかよしこども園の幼稚園分の園児及び職員の給食費負担分、遠足参加保護者負担金などであります。

以上で所管部分の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時47分）

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎認定第3号の上程、説明

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、認定第3号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） それでは、平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明に当たりまして、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の412、413ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員16人分の給料、各種手当などの人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料、厚生年金保険料などの共済費であります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましても職員課所管となりますが、各科目の予算で雇用いたしました臨時職員の健康保険料、厚生年金保険料などの共済費となりますので、説明を省略させていただきます。

次の国民健康保険事務費につきましては、保険証の送付などに係る郵便料、レセプト69万1,996件分の共同処理などに係ります電算処理委託料、平成30年度国保制度改革に伴いますシステム改修業務委託料が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検員4名分の臨時職員賃金が主なものであります。

次に、2目連合会負担金、備考欄の国保団体連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会の事務運営に要します経費の法定負担金であります。

次に、2項1目賦課徴収費についてであります。備考欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費につきましては、保険税に係る納税通知書の郵便料と保険税賦課処理などに係ります電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納員設置事業費につきましては、収税課収納員2名分の報酬が主なものであります。

414、415ページをお開きください。備考欄、国民健康保険税徴収事務費につきましては、保険税に係る督促状の郵便料と滞納者に対する催告処理などに係ります電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、ネット使用料が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費、備考欄の運営協議会運営費につきましては、国保運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

416、417ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、備考欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、延べ66万9,465件に要した療養給付費負担金であります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、備考欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、延べ7,805件に要した療養給付費負担金であります。

次に、3目一般被保険者療養費、備考欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、柔道整復師による施術や補装具、はり、きゅうなどの療養費延べ1万3,081件に要した療養費負担金であります。

次に、4目退職被保険者等療養費、備考欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、延べ140件に要した療養費負担金であります。

次に、5目審査支払手数料、備考欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会で審

査したレセプト69万1,950件分のレセプト審査手数料であります。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費、備考欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、延べ2万2,783件に要した高額療養費の負担金であります。

418、419ページをお開きください。2目退職被保険者等高額療養費、備考欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、延べ187件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費、備考欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、36件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費、備考欄の退職被保険者等高額介護合算療養費支払経費につきましては、1件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4項1目出産育児一時金、備考欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき40万4,000円、産科医療補償制度を利用した場合には1万6,000円の加算をし42万円を支給するものであり、134件分の負担金であります。

次に、2目支払手数料、備考欄の出産育児一時金支払手数料につきましては、132件分に係る支払手数料であります。

420、421ページをお開きください。5項1目葬祭費、備考欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支出するものでありまして、274件分の負担金であります。

422、423ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、備考欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目後期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度関係の事務費拠出金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

424、425ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、備考欄の前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費の財政調整を行うための納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金の事務費拠出金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

426、427ページをお開きください。5款1項2目老人保健事務費拠出金、備考欄の老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健の事務費に係る負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

428、429ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、備考欄の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の国保被保険者に係る介護納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金

に納付したものであります。

430、431ページをお開きください。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、備考欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、3目高額医療費共同事業事務費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、4目その他の共同事業事務費拠出金、備考欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会に委託しております交通事故などによる第三者行為損害賠償求償事務に係る事務費拠出金であります。

432、433ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費、備考欄2行目の特定健康診査事業費につきましては、けんしんパスポート発送郵便料、国保被保険者8,539人分の特定健康診査の委託料、特定健診等データ管理システムルーター借上料が主なものであります。

次の特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査においてメタボリックシンドロームやその予備群と判定された被保険者に対し、保健指導を実施した際の非常勤の管理栄養士1名分の報酬、運動教室などに係る講師謝金が主なものであります。

次に、2項1目保健衛生普及費であります。備考欄2行目の健康啓発事業につきましては、エイズ予防パンフレットの購入費であります。

次の人間ドック検診事業費につきましては、874件分の人間ドック検診委託料が主なものであります。

次の医療費通知事業費につきましては、医療費通知年3回、延べ6万2,045件に係る郵便料及び医療費通知作成に係る電算処理委託料であります。

次の後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、差額通知年2回、延べ2,806件に係る郵便料が主なものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、国保歯周病検診254件に係る検診機関への委託料であります。

次のデータヘルス事業費につきましては、保健指導に係る看護師の賃金及び健診異常値放置者や生活習慣病治療中断者に対する受診勧奨業務委託料が主なものであります。

434、435ページをお開きください。備考欄、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、健康増進課の所管となりますが、腎症患者を対象として直接電話による保健指導により、生活習慣の改

善に取り組む糖尿病性腎症重症化予防保健指導委託料が主なものであります。

436、437ページをお開きください。9款1項1目保険財政調整基金積立金、備考欄の保険財政調整基金積立金につきましては、保険財政調整基金積立金及び利子積立金であります。

2ページ飛ばしまして、440、441ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金、備考欄の一般被保険者過誤納還付金につきましては、423件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、2目退職被保険者等保険税還付金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、退職被保険者等に対する5件分の保険税過誤納還付金であります。本件につきましては、備考欄にありますとおり、1目一般被保険者保険税還付金より還付金不足額7万1,000円を流用しております。

次に、3目償還金、備考欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成28年度の療養給付費等に係る国庫負担金の精算の結果、超過交付となった交付金の返還金が主なものであります。本件につきましては、備考欄にありますとおり、療養給付費交付金の返還金が不足いたしましたことから、12款1項1目予備費より不足分538万9,000円を充用しております。

次に、4目一般被保険者還付加算金、備考欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、一般被保険者に対する60件分の過誤納還付加算金であります。

次に、5目退職被保険者等還付加算金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、2件分の退職被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

2ページ飛ばしまして、444、445ページをお開きください。12款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでしたが、先ほどご説明いたしましたとおり、11款1項3目償還金に538万9,000円を充用いたしております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、決算書の382、383ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数2万4,181世帯、被保険者数4万587人、収納率88.1%であります。備考欄の還付未済金につきましては384件分であります。

次に、2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯数、被保険者数は1節と同じであります。収納率は87.9%であります。備考欄の還付未済金につきましては247件分であります。

次に、3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数1万373世帯、被保険者数1万2,701人、収納率86.3%であります。備考欄の還付未済金につきましては103件分であります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は17.9%、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は18.5%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は18.3%であります。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数106世帯、被保険者数226人、収納率94.9%であります。備考欄の還付未済金につきましては2件分であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分については、課税世帯数、被保険者数は1節と同じであります。収納率は94.8%であります。備考欄の還付未済金につきましては2件分であります。

次の3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数148世帯、被保険者199人、収納率94.9%であります。備考欄の還付未済金につきましては3件分であります。

384、385ページをお開きください。4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は24.8%であり、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は25.1%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は24.2%であります。

2ページ飛ばしまして、388、389ページをお開きください。3款1項2目督促手数料、1節督促手数料につきましては、保険税の督促手数料であります。

390、391ページをお開きください。4款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分ありますが、備考欄の療養給付費等、介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、負担基本額に対する100分の32の国庫負担金であります。

次に、2目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金に対する4分の1の国庫負担金であります。

次の3目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の国庫負担金であります。

次に、2項1目1節普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金であります。

次の2節特別調整交付金につきましては、災害その他特別な事情がある場合や医療費の適正化や収納率向上などの経営努力の顕著な保険者に対する国の交付金であります。

392、393ページをお開きください。次の2項2目1節国保制度関係業務準備事業費補助金につきましては、平成30年度の国保制度改革に伴うシステム改修に要する経費に対します10分の10の国庫補助金であります。

次の3目1節災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に係る避難指示などの国保被保険者に対する保険税及び一部負担金などの減免の実施により負担増に対しての補助金であります。

394、395ページをお開きください。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

396、397ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては

は、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付をされたものであります。

398、399ページをお開きください。7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の県負担金であります。

次に、2項1目財政調整交付金、1節の安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため、保険給付費等に対する6%の県交付金であります。

次に、2節支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県が交付したものであります。

400、401ページをお開きください。8款1項1目1節高額医療費共同事業交付金につきましては、保険者間の財政運営の安定化を図るための一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

次に、2目1節保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準化を図るための一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

402、403ページをお開きください。9款1項1目1節利子及び配当金、備考欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じた預金利子であります。

404、405ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者への保険税軽減等に係ります一般会計からの繰入金であります。

次に、2節その他一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金、財政安定化支援事業、人件費、事務費並びに地方単独事業保険給付費に対する一般会計からの繰入金であります。

406、407ページをお開きください。11款1項1目1節療養給付費等交付金繰越金につきましては、前年度の療養給付費交付金の超過交付分を繰り越したものであります。

次に、2目1節その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越したものであります。

408、409ページをお開きください。12款1項1目1節一般被保険者延滞金、備考欄の一般被保険者延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2目1節退職被保険者等延滞金、備考欄の退職被保険者等延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金につきましては、退職被保険者等の保険税滞納に係る延滞金であります。

410、411ページをお開きください。次に、3項2目1節一般被保険者第三者納付金、備考欄の一

般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者に係る交通事故などによる第三者からの納付金30件分であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金であります。備考欄1行目、一般被保険者返納金につきましては、現年度分の返納金242件分であります。

次の一般被保険者返納金滞納繰越分につきましては、滞納繰越分の返納金15件分であります。

次に、6目1節雑入、備考欄1行目の雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ8人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の2行目の雑入につきましては、療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額であります。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第4号の上程、説明

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、認定第4号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） それでは、平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の466、467ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員8人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費につきましては、保険証などの郵便料が主なものであります。

次に、2項1目徴収費、備考欄1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、納入通知書等の郵便料及び保険料賦課計算などの電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、保険料収納等の電算処理委託料が主なものであります。

次に、468、469ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、備考欄

1 行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、市で受け入れた保険料を全額栃木県後期高齢者医療広域連合に納付した負担金であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対します負担金であります。

470、471ページをお開きください。3 款 1 項 1 目後期高齢者健診事業費、備考欄 1 行目、健康診査事業費につきましては、医療機関への健康診査委託料と県広域連合への負担金が主なものであります。

次の人間ドック検診事業費につきましては、131件分の指定医療機関への人間ドック検診委託料が主なものであります。

次の後期歯周疾患検診事業費につきましては、299件分に係る検診機関への委託料が主なものであります。

次に、472、473ページをお開きください。4 款 1 項 1 目保険料還付金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金399件分であります。

次の 2 目保険料還付加算金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分18件分であります。

次に、2 項 1 目他会計繰出金につきましては、前年度剰余金に係る一般会計への繰出金であります。

次に、474、475ページをお開きください。5 款 1 項 1 目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、決算書の452、453ページをお開きください。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、1 節後期高齢者医療特別徴収保険料につきましては、被保険者数 1 万9,132人分の年金天引きによる特別徴収保険料で、収納率は100%であります。還付未済金につきましては282件分であります。

次に、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料、1 節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分につきましては、被保険者数4,063人の普通徴収保険料で、収納率は98.3%であります。還付未済金につきましては64件分であります。

次に、2 節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、被保険者数89人分の滞納繰越保険料で、収納率42.6%であります。

次に、454、455ページをお開きください。2 款 1 項 2 目督促手数料、1 節督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

2 ページ飛ばしまして、458、459ページをお開きください。4 款 1 項 1 目事務費繰入金、1 節事務費繰入金につきましては、事務費、人件費及び保険事業費に対します一般会計からの繰入金であ

ります。

次に、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、460、461ページをお開きください。5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、462、463ページをお開きください。6款1項1目延滞金、1節延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、2項1目保険料還付金、1節保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金4,124件分であります。

次に、2目保険料還付加算金、1節保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分20件分であります。

次に、3項1目預金利子、1節預金利子につきましては、後期高齢者医療特別会計から生じる預金利子であります。

次に、464、465ページをお開きください。4目雑入、1節後期高齢者健診事業負担金、備考欄1行目、後期高齢者健診事業負担金につきましては、健康診査委託料及び事務費に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

2行目の歯周疾患検診事業負担金につきましては、歯周疾患検診委託料に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

次に、2節雑入、備考欄の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、人間ドック検診事業に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、認定第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。なお、収入及び支出のない項目につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、歳出からご説明いたしますので、512、513ページをお開き願います。1款1項1目、備考欄の職員人件費は職員課の所管となりますが、一般管理費において予算措置をいたしました職員

35人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）は、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費も職員課の所管であります。臨時職員及び非常勤職員に係る健康保険料等の共済費であります。以下、各項目に計上されております職員人件費、県市町村総合事務組合負担金、臨時職員共済費につきましては、ただいま説明させていただきました内容と同様になりますので、説明を省略させていただきます。

次の介護保険総務費は、臨時職員1名分の賃金、被保険者証などの郵便料、介護保険システム保守等委託料、コピー機借上料等の事務経費が主なものであります。

次の介護保険システム改修事業費は、介護保険制度改正による介護保険システムの改修費であります。

続きまして、2項1目、備考欄の介護保険料賦課事務費及び次ページの介護保険料徴収事務費は、保険料徴収開始通知書、納入通知書等の郵送料及び電算委託料であります。

514、515ページをそのままご覧ください。3項1目、備考欄2段目の介護認定審査会事務費のうち介護認定審査会委員報酬は、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉の学識経験者68人で構成された介護保険審査会を年間336回開催した経費であります。

次の郵便料は、認定結果通知の郵便料であります。

次の主治医意見書作成手数料は、介護認定審査に必要な主治医意見書の作成手数料であります。

次の認定審査会用タブレット端末購入費は、認定審査用電子ペーパー60台分の機器購入費であります。

次に、2目、備考欄3段目、介護認定調査等事務費は、介護認定調査員16名分の報酬及び認定調査委託料など認定調査計6,418件に要した経費であります。

次に、516、517ページをお開きください。2款保険給付費であります。このページからは、要介護と認定された方に対する保険の給付費用になります。1目、備考欄の居宅介護サービス給付費は、要介護者に対する訪問介護、通所介護等の在宅サービスを受けた際に支給した9万8,817件分の給付費であります。

3目、備考欄の地域密着型介護サービス給付費は、要介護認定者が認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを受けたことによる1万3,366件分の給付費であります。

5目、備考欄の施設介護サービス給付費は、要介護者が特別養護老人ホームや老人保健施設によるサービスを利用した際に支給した1万4,673件分の給付費であります。

次に、518、519ページをお開きください。7目、備考欄の居宅介護福祉用具購入費は、要介護者が入浴や排せつの際に用いる福祉用具を購入した際に支給した557件分の給付費であります。

次に、8目、備考欄の居宅介護住宅改修費は、要介護者が手すりの取り付けや段差解消など日常生活に必要な小規模の住宅改修を行った際に支給した368件分の給付費であります。

次に、9目、備考欄の居宅介護サービス計画給付費は、要介護者の居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に対して支払われた給付費で、4万5,365件分であります。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2に認定された方への給付費で、1項の要介護者に対する介護サービス等諸費と同様の事業内容でありますので、件数のみ報告して説明にかえさせていただきます。1目介護予防サービス給付費は7,545件分であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は58件分であります。

次に、520、521ページをお開きください。5目介護予防福祉用具購入費は107件分であります。

6目介護予防住宅改修費は121件分であります。

7目介護予防サービス計画給付費は5,886件分であります。

次に、3項1目、備考欄の審査支払手数料は、介護報酬の審査支払いにかかわる栃木県国民健康保険団体連合会への事務処理手数料で、単価63円で、18万2,456件分であります。

4項1目、備考欄の高額介護サービス費は、要介護者が介護サービスを受けて支払った自己負担額が1カ月の負担限度額を超えたときに、その超えた分を償還払いし、負担軽減を図ったことによる給付費で、2万2,038件分であります。

次の2目、備考欄の高額介護予防サービス費は、要支援者に対する同様の給付費で、128件分あります。

次に、522、523ページをお開きください。5項1目の備考欄、高額医療合算介護サービス費は、医療保険における世帯内で医療及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が1年間で限度額を超えたときに、その超えた分を案分して要介護者に償還払いした給付費で、577件分あります。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費は、要介護認定者で低所得の方が施設入所サービスを利用した際の食費、居住費について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補足給付したもので、1万2,013件分あります。

3目の特定入所者介護予防サービス費は、要支援者に対する同様の給付費で、8件分あります。

次に、526、527ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金積立金は、剰余金及び基金運用利子の積み立てであります。

次に、528、529ページをお開きください。5款1項1目、備考欄3段目の訪問型サービス事業費は、要支援者や事業該当者に対する日常生活支援総合事業の訪問型サービスの3,435件分の負担金であります。

次の通所型サービス事業費は、同じく日常生活支援総合事業の通所型サービスの5,799件分の負担金が主なものであります。

次の生活支援サービス事業費（配食）は、配食サービスを利用した延べ7万415食の委託料が主

なものであります。

続きまして、2目、備考欄3段目の介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援者等の介護予防ケアマネジメント業務委託料6,064件分が主なものであります。

次に、530、531ページをお開きください。3目、説明欄1段目のはつらつセンター事業費は、自治会等が実施するはつらつセンター135カ所分の事業委託料が主なものであります。

次の高齢者介護予防宣伝事業費は、高齢者保健福祉サービスの有効利用を図るため、サービス案内用の冊子7,500冊分の印刷代及び外国人高齢者向け冊子の作成や説明会に要した費用であります。

次の介護予防普及啓発事業費は、一般高齢者を対象に運動や栄養改善などの介護予防教室を開催した際の講師への報償金が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費は、地域において介護予防活動を行うますます元気サポーター養成経費、あったかもちぎ体操の普及に向けた経費、岩舟地域の小野寺、静和ふれあい館事業の業務委託料、111カ所のいきいきサロン運営補助金が主なものであります。

続きまして、4目、備考欄の審査支払手数料は、総合事業におきましても報酬の審査支払いにかかわる栃木県国民健康保険団体へ手数料を納める必要がございます。単価63円で、9,210件分であります。

続きまして、5目、備考欄の高額介護予防サービス相当事業費は、総合事業におきましても介護保険同様、利用者負担が高額になった場合の軽減制度があり、その対象となる129件分の負担金であります。

続きまして、2項1目、備考欄4段目の地域包括支援センター事務費は、地域包括支援センターシステムのOA機器借上料と保守委託料、センター運営に伴う臨時職員賃金、その他電話料等の通信運搬費などの事務費が主なものであります。

次に、532、533ページをお開きください。2目、備考欄の総合相談事業費は、地域包括支援センターにおいて高齢者虐待や生活上の問題等、総合的な相談支援を担う社会福祉士5名分の業務委託料であります。

次に、3目、備考欄4段目の権利擁護事業費は、同じく地域包括支援センターで高齢者虐待等を専門に権利擁護の支援を行う社会福祉士2名分の非常勤職員報酬であります。

次に、4目、備考欄2段目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターにおいてケアマネジメント支援業務を担う主任ケアマネジャー5名分の非常勤職員報酬及び法人等への5名分の業務委託料が主なものであります。

次に、534、535ページをお開きください。5目任意事業費の備考欄2段目、介護給付等適正化事業費は、介護サービスの受給状況を周知するため、介護給付費の通知を行った際の通知作成委託料と郵送代であります。

1つ飛びまして、在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、身寄りのない認知症等の成年後見市

長申し立てに係る診断書作成手数料と印紙代、成年後見人の謝金が主なものであります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費は、居宅介護支援を受けていない要介護等の方に対して住宅改修の理由書を作成した場合に、介護支援専門員等に1件2,000円の報償金を支払うもので、3件分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費は、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行うシルバーハウジング生活相談員派遣事業委託料が主なものであります。

次の地域自立支援事業費は、各地域包括支援センターの24時間体制を確保するための夜間等電話相談業務委託料であります。

次の高齢者ふれあい相談員事業費は、ひとり暮らし高齢者世帯の安否確認を行うふれあい相談員857人に対する報償費が主なものであります。

次の紙おむつ給付事業費は、要介護3以上の認定を受け、自宅で生活している方への月額3,500円を上限としたおむつの現物給付であります。

次の認知症サポーター等養成事業費は、認知症サポーター養成に係る事務費が主なものであります。

次に、6目、備考欄2段目の生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーター配置に向けた事務に従事する臨時職員1名分の賃金と社会福祉協議会に対するモデル地区での事業委託料が主なものであります。

1つ飛んで、備考欄4段目の認知症地域支援ケア向上事業費は、認知症相談時の説明パンフレット購入費が主なものであります。

次の地域ケア会議推進事業費は、地域包括ケア構築に向けた協議、検討を行う推進会議出席者への報償金が主なものであります。

次の在宅医療介護連携推進事業費は、平成30年度から本事業を導入するに当たっての準備費用であります。

続きまして、538、539ページをお開きください。7款1項1目、備考欄2段目の第1号被保険者過誤納還付金は、65歳以上の第1号被保険者に対する271件分の保険料の過誤納還付金と2件分の還付加算金であります。

次に、2目、備考欄2段目の国庫支出金等返還金は、平成28年度以前の介護給付費負担金等の精算確定により超過交付となった額を返還したものであります。

続きまして、2項1目、備考欄の一般会計繰入金は、平成28年度介護保険特別会計の精算により、給付費への一般会計繰入金の超過分を繰り出したものであります。

続きまして、540、541ページをお開きください。8款予備費であります。支出はございませんでした。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、482、483ページへお戻りいただきたいと思えます。1款1項1目の第1号被保険者保険料は、保険給付費の22%に当たる65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、収納率は97.8%であります。

1節現年度分特別徴収保険料ですが、被保険者は4万5,285人、収納率100%であります。備考欄の還付未済金は339件分であります。

2節現年度分普通徴収保険料ですが、被保険者は6,143人、収納率は88.2%でありまして、備考欄の還付未済金は46件分であります。

3節滞納繰越分普通徴収保険料ですが、滞納者は563人、収納率は27.2%で、前年度より2.9ポイント増であります。

次に、486、487ページをお開きください。3款1項1目の保険料督促手数料は、普通徴収の介護保険料に係る4,577件分の督促手数料であります。

次に、488、489ページをお開きください。4款1項1目1節介護給付費負担金の現年度分は、国からの介護給付費に対する負担金でありまして、交付率については、居宅給付費分が給付費の20%、施設等給付費分が15%であります。

次の2節過年度分についても、平成26年度、平成27年度分の追加交付で、交付率は同様であります。

次に、2項1目1節、備考欄の現年度分調整交付金は、保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、交付率は全国平均5%であります。栃木市は4.14%となっております。

次に、2目1節地域支援事業交付金（介護予防事業）現年度分は、地域支援事業に係る国の交付金で、交付率は20%と調整交付金3.1%であります。

次に、3目1節地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分も地域支援事業に係る国の交付金で、交付率は39%であります。

次に、4目介護保険事業補助金は、次のページになりますが、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金であります。

次のページ、492、493ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の28%であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。こちらも介護予防事業費の28%になります。

次に、494、495ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金は、県からの介護給付費に対する負担金でありまして、居宅分で保険給付費の12.5%、施設等分で17.5%であり、現年度分と追加交付の過年度分があります。

次に、3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、地域支援事業のうちの介護予防事業に対する県交付金で、交付率は事業費の12.5%であります。

次に、2目、同事業（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業のうちの包括的支援事業と任意事業に対する県交付金で、交付率19.5%であります。

次に、496、497ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金利子は、介護給付費準備基金基金残高3億5,472万3,817円から生じた利子であります。

次に、500、501ページをお開きください。9款1項1目1節介護給付費繰入金の現年度分は、市負担分として介護給付費の12.5%に当たる一般会計繰入金であります。

2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）は事業費の12.5%、次の3目（包括的支援事業・任意事業）は19.5%に当たる一般会計繰入金であります。

4目その他一般会計繰入金は、職員給与費及び事務費等に係る費用をそれぞれ一般会計から繰り入れたものであります。

5目の低所得者保険料軽減繰入金は、第1号保険料の軽減制度により軽減した保険料相当分を繰り入れたものであります。

2項基金繰入金は、502、503ページをお開きください。備考欄の介護給付費準備基金繰入金であります。介護給付費の財源に充てるため、基金を取り崩したものであります。

次に、504、505ページをお開きください。10款1項1目、備考欄の前年度繰越金は、平成28年度決算確定に伴う前年度繰越金であります。

次に、506、507ページをお開きください。11款1項1目、備考欄の第1号被保険者延滞金は、延滞金142件分であります。

次に、2項1目、備考欄の預金利子は、普通預金利子であります。

次に、3項2目、備考欄の第三者納付金は、交通事故等の第三者に起因する保険給付に伴う第三者からの損害賠償金1名分であります。

次に、508、509ページをお開きください。4目、備考欄の1段目、雇用保険料は、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員32人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の成年後見申立利用者負担金は、成年後見申立人6人分の利用者負担金であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金は、シルバーハウジング入居者からの3人分の負担金等であります。

次の介護認定資料複写費用等は、介護認定資料の複写代で、1面につき10円となります。

次の施設介護サービス給付費返還金は、介護老人保健施設で発生した介護報酬の不正請求の返還金であります。

次の看護実習生受入謝金等は、地域包括支援センターにおける看護学生等実習指導料が主なもの

であります。

次の配食サービス負担金は、配食サービス実利用者704人、延べ食数7万415食に対する利用者負担金であります。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第6号の上程、説明

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、認定第6号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、決算書の556、557ページをお開きください。1款1項1目、備考欄の職員人件費は職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員1人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）は、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費は、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支援事業所、いわゆるケアプラン作成事業所に委託した際の委託料で、委託件数は5,656件であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、548、549ページをお開きください。1款1項1目、備考欄の介護予防サービス計画費収入は、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターが、要支援認定者への介護予防サービス計画を作成した収入として、国保連合会から受ける介護予防サービス計画作成料で、5,878件分であります。

次に、550、551ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の職員給与費等繰入金は、一般会計からの繰入金で、地域包括支援センター職員人件費への繰入金であります。

次ページ以降の3款1項1目前年度繰越金、4款1項1目預金利子、4款2項1目実習費等につきましては、保険事業勘定と同様の事業内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月14日に開催する常任委員会において審査を行うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で民生常任委員会を終了いたします。
大変にご苦労さまでございました。

（午後 5時05分）